

一般社団法人 愛知県環境測定分析協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人愛知県環境測定分析協会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、事務所を愛知県名古屋市の置く。

(目的)

第3条 本法人は、環境計量の精度の向上など環境の状況に関する測定分析技術の進展と県民の環境保全意識の高揚を図り、もって地域の環境保全の推進と経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 環境保全に関する教育・研修及び知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 環境保全に関する調査並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 環境計量の精度の向上など環境測定分析技術の研究・改善に関すること。
- (4) 環境測定分析に関する関係機関との協力及び交流に関すること。
- (5) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本法人の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 愛知県知事の登録を受けて、計量法に基づく環境計量証明事業を行う法人及び本法人の目的に賛同する愛知県内において環境に関する事業を行う法人
 - (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し事業を賛助する、次に掲げる法人とする。
 - イ. 環境測定分析事業の用に供する装置、機器、資材等の生産販売を業とするもの
 - ロ. その他関連する事業を行う法人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・一般財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない

い。

(入会金)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、理由を付して会長に届け出なければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員半数以上であって、総正会員議決権の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の名誉をき損する行為又は本法人の目的に反する行為をしたとき。
- (2) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の定めによるほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散又は破産したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会又は除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び選任)

第13条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事の内、1名を会長、2名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人・一般財団法人の代表理事とし、副会長を一般社団法人・一般財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、監事1名は、正会員以外か

ら選任することができる。

- 5 会長及び副会長は本定款第 34 条で定めるとおり理事会において選定する。
- 6 理事の内、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えない。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えない。
- 8 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 9 監事は、本法人の使用人を兼ねることはできない。

(職 務)

第 14 条 会長は、本法人を代表し、その会務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款及び別に定める業務を執行する。
- 4 理事会は、会長以外の理事のなかから、業務を執行する者を選任することができる。
- 5 会長及び副会長は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本法人の業務及び財産の状況を調査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
 - (7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第 15 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし、補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終

結のときまでとする。

3 理事及び監事は、再任されることができる。

4 理事及び監事は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでとする。

(解任)

第16条 理事及び監事は、総会において、総正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

(報酬等)

第17条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その業務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(取引の制限)

第18条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引

(3) 本法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本法人とその理事の利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第19条 本法人は、役員的一般社団法人・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第20条 本法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、学識経験者又は本法人に功労のあった者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、本法人の目的達成に必要な事項について、諮問に応ずる。

第4章 総会

(種別)

第21条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会を、一般社団法人・財団法人法上の社員総会とし、通常総会を定時社員総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第23条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (4) 会員の除名
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他本法人の運営に関する重要な事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人・財団法人法に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度終了日の翌月から3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき総正会員議決権の5分の1以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第25条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとする場合には、14日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第26条 通常総会の議長は、会長とする。ただし前条第2項の規定に基づく臨時総会を開催した場合は、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第27条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第28条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第29条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総正会員の議決権の過半数を有する正会

- 員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の 3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(書面表決等)

- 第 30 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において表決委任者は、総会に出席したものとみなす。
- 2 正会員又は理事が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 31 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、総会から 10 年間事務所に備え置く。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及び発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (7) 前各号に定めるもののほか、法令に定める事項
- 2 議事録には、出席した正会員又は理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が議長とともに署名又は記名押印する。

第 5 章 理事会

(構成)

- 第 32 条 本法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、本定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか本法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選定及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 第19条の責任の免除

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定期理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定期理事会は、毎事業年度5回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第14条第6項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号により理事又は監事から請求があった場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第38条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第14条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 正会員入会金及び正会員会費
- (2) 賛助会員会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第43条 本法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第44条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 45 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 47 条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、通常総会に提出し、第 1 号から第 5 号までの書類について承認を受ける。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第 1 項の書類のほか、監査報告を事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第 48 条 本法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(長期借入金)

第 49 条 本法人が資金の借入れをしようとするときは、返済期限が 1 年未満の借入を除き、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第 51 条 本法人は、一般社団法人・財団法人法第 148 条第 1 号から第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

2 解散に伴う残余財産の処分は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会及び事務局

(委員会)

第52条 本法人の会務の運営を円滑に行うため、委員会を置くことができる。

2 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局)

第53条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置き、その任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 次の書類を5年間備え置き、閲覧に供する。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び事務局職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可及び登記等に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び第47条第1項の書類
- (8) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 前項の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第55条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

第56条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期する。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 本法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報及び日刊紙のどちらかにより行う。

第11章 雑則

(委任)

第58条 本定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める

附則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本法人の最初の代表理事は濱地光男とする。
- 3 第1項の設立の登記の日は就任する理事及び監事の氏名は別紙記載のとおりとする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 本定款変更は、平成29年5月25日から施行する。